

公募型プロポーザルによる事業者選定実施公告

下記業務の実施にあたり、公募型プロポーザル方式により事業者を選定するため、下記のとおり公告する。

令和 3 年 1 0 月 1 日

岩沼市長 菊 地 啓 夫

記

1 プロポーザルに付する事項

- (1) 業務名 令和 3 ～令和 7 年度統合型校務支援システム賃貸借業務
- (2) 業務目的 校務を効率化・高度化し、もって教職員の長時間労働の改善及び教職員が子供と向き合うための時間を確保するため。

(3) 履行場所

学校名	所在地
岩沼小学校	岩沼市中央二丁目 1 番 1 号
玉浦小学校	岩沼市早股字小林 3 9 6 番地の 1
岩沼西小学校	岩沼市松ヶ丘一丁目 1 7 番地
岩沼南小学校	岩沼市桑原四丁目 4 番 1 号
岩沼中学校	岩沼市桑原四丁目 8 番 1 号
玉浦中学校	岩沼市恵み野二丁目 4 番地の 1
岩沼北中学校	岩沼市相の原二丁目 3 番 1 号
岩沼西中学校	岩沼市三色吉字竹 1 1 番地

- (4) 業務内容 統合型校務支援システムの賃貸借業務について、設計・構築及び本格稼働後 4 年間の運用・保守
※記業務詳細は、「令和 3 ～令和 7 年度統合型校務支援システム賃貸借業務仕様書」による。
- (5) 委託期間 統合型校務支援システム賃貸借期間
令和 4 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 3 1 日
統合型校務支援システムに係るその他の業務
契約日の翌日～令和 8 年 3 月 3 1 日

2 参加申込に必要な資格に関する事項

本プロポーザルに参加しようとする事業者（以下「参加者」という。）は、以下の要件を満たすものとする。

- (1) 令和3・4年度岩沼市競争入札参加資格者名簿（物品購入・役務等（電気機械・器具又はサービス業））に登録があること。
- (2) 法人格を有すること。
- (3) 小学校又は中学校において統合型校務支援システムの導入実績が3自治体以上あること。
- (4) 本市及び他の自治体から指名停止又は業務停止命令を受け、その日から5年を経過していない者でないこと。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (6) 地方自治法施行令第167条の4第2項に基づく市の入札参加制限を受けていないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされていないこと。
- (8) 次の①～⑤のいずれにも該当しない者であること。
 - ① 役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）と認められるもの。
 - ② 暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるもの。
 - ③ 役員等が自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者。
 - ④ 役員等が暴力団、暴力団員又は暴力団員が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められる者。
 - ⑤ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者。
- (9) 国税及び地方税を滞納していないこと。

3 選定日程

内 容	日 程
公募開始 (市ホームページに実施要領を掲載)	令和3年10月1日(金)
参加者募集期間	令和3年10月1日(金) ～令和3年10月15日(金)
質問受付期限	令和3年10月12日(火) 正午
質問回答期限	令和3年10月13日(水) 午後5時
参加申込書提出期限	令和3年10月15日(金) 午後3時
提案書提出期限	令和3年10月15日(金) 午後3時
事業者選定審査会	令和3年10月20日(水)
選定結果通知	令和3年10月22日(金)

※ 本プロポーザルに関する事前説明会は実施しない。

4 受託候補者の選定について

(1) 審査方法

本市が設置する「令和3～令和7年度統合型校務支援システム賃貸借業務業者選定審査会（以下「審査会」という。）」において、提案書審査、プレゼンテーション審査及びヒアリングを実施し、受託候補者を選定する。

(2) 受託候補者の決定

市は、審査会の審査結果を踏まえ、受託候補者を決定する。なお、選定結果は、参加者全員に対して通知するとともに、岩沼市ホームページに掲載する。

5 契約の締結

受託候補者は、本契約について優先交渉を行なう。なお、選定後から委託契約の締結までの間に、市との協議を経て、業務内容に基づく見積りを徴収し、市の定める金額を上限として契約を締結するものとする。

なお、受託候補者と契約締結に至らない場合には、次点提案者と契約交渉を行うものとする。

6 その他

本プロポーザルに関する詳細は、「令和3～令和7年度統合型校務支援システム賃貸借業務公募型プロポーザル実施要領」による。

7 担当窓口

岩沼市教育委員会 教育総務課 施設係
〒989-2480 岩沼市桜一丁目6番20号

電話 0223-22-1111（内線 553・554）

FAX 0223-24-0897

メール kyouiku-soumu@city.iwanuma.miyagi.jp